

静岡県告示第854号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の図録売払代金徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 徴収受託者

受託者名称	所在地
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号

2 委託事務の内容

銀座蔦谷書店における図録売払代金の徴収事務

3 委託期間

平成29年10月21日から平成30年2月28日まで